

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

防衛省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
駐留軍等労働者労務管理機構	事務及び事業の見直し 【福利厚生業務】 ○ほう賞事業については、その在り方等を見直すことについて、今中期目標期間中に関係者と協議するものとする。	ほう賞事業の効果及び事務手続等について、問題点の整理を行っているところ。	○	平成22年度まで
	○駐留軍等労働者の保護衣及び制服は、平成8年の日米間の合意に基づき、99品目を機構各支部が現地米軍の要求に沿って購入しているが、経費削減等の観点から、制服の規格を統一するなど、この合意を見直すことについて、今中期目標期間中に米軍と協議を行っていく。さらに、その結果を踏まえ、本部での一括契約を実施する。	駐留軍等労働者の保護衣及び制服に係る規格を統一するなどについて機構案を作成し、それに基づき米軍と調整中。	○	平成21年度
	【労務管理・労務給与・福利厚生業務】 ○駐留軍等労働者から提出される書類の受付、入力及び帳票類等の仕分などの定型的業務につき、平成20年度に本部、岩国支部及びコザ支部で外部委託し、その結果を検証した上で平成22年度までに全支部で実施するものとする。	駐留軍等労働者から提出される書類の受付、入力及び帳票類等の仕分などの定型的業務について、平成20年4月1日から本部、岩国支部及びコザ支部において、アウトソーシングを試行的に実施。その結果を踏まえ、全面实施する予定。	○	平成22年度まで
	○機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行う。	平成22年度に事業を実施予定。	○	平成22年度
	組織の見直し 【非公務員化】 ○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。			
	【本部の移転】 ○賃借料の年間約1億円の削減を図るため、平成19年度中に本部事務所を移転する。	平成20年2月12日、本部事務所は東京都港区愛宕より次の2か所へ移転 ・東京都大田区蒲田(主たる事務所として登記) ・神奈川県横浜市みなとみらい ※ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第5条 機構は主たる事務所を東京都に置く。  賃借料の年間1億円の削減は図られる見込みであるが、主務省は神奈川県横浜市の事務所が本部業務を実質的に実施し、東京都大田区の事務所は主たる事務所と認めるだけの条件を備えていない現状が法律との関係において問題があることを指摘し、是正を求めているところ。	△	
	【支所・事業所等の見直し】 ○駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。	那覇支部及びコザ支部の統合に伴う事務所について、嘉手納町に設置することを決定し、関係機関等と調整中。富士支部及び座間支部の統合については、統合後の組織等について検討中。	○	平成22年度まで
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○今中期目標期間中に、サーバの本部集中化、電子決裁の導入による意思決定の迅速化及び文書管理機能の導入による情報資産の一元管理を行う。	サーバの本部集中化は、最適化計画に基づき平成22年度から実施予定。電子決裁等は、ソフトウェア製品を導入し段階的運用を開始。	○	平成22年度